平成１９年（フ）第２６２号
富山県氷見市窪1953番地１
破産者　高木　誠司
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第１６５号
愛知県豊川市御油町炮六土33番地の134
破産者　福澤　健司
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３６号
愛知県蒲郡市竹谷町梅藪26―２　レオパレスレトワール桜308、住民票上の住所愛知県豊田市梅坪町７丁目１番地７　グローリアス豊田梅坪204号
破産者　横井　伸悟
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第２３７９号
京都府宇治市南陵町２丁目１番地の56
破産者　黒川浩三郎
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７３号
京都府亀岡市北河原町２丁目２番15―102号
破産者　矢田　卓二
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２０年（フ）第８１号
高知県安芸郡奈半利町乙1328番地７
破産者　松岡　昭一
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第４９５号
熊本市帯山７丁目８番10号
破産者　緒方　一登
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５０２号
熊本市上高橋２丁目17番25号
破産者　朝妻　智法
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６２８号
熊本市国府２丁目17番13号　セジュールいずみ102
破産者　濵田　悦子
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１６０号
大分県宇佐市安心院町古川789番地
破産者　後藤　照夫
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第４４３号
神奈川県厚木市戸室５丁目14番１号　ドルチェ戸室201、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市林２丁目３番11―201号
破産者　横山　　等
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第７１６号
神奈川県中郡二宮町二宮559番地の８、開始決定時の住所神奈川県平塚市横内3290番地の４
破産者　荒川　　浩
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第２２８号
宮城県石巻市桃生町神取字山下31番地１
破産者　志田　新記
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２０年（フ）第３３５号
山梨県中巨摩郡昭和町西条786番地２
破産者　加賀美　淳
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３７６号
和歌山市永山555番地　セジュール山東Ⅱ205号室、住民票上の住所和歌山県紀の川市貴志川町尼寺35番地
破産者　井上　明浩
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７号
和歌山県海南市日方491番地、開始決定時の住所和歌山県有田郡有田川町大字井口153番地
破産者　木路　　卓
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３９号
和歌山県海草郡紀美野町福井1109番地
破産者　中谷　裕收
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第４３０号
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原140番地13、開始時の住所青森県弘前市大字薬師堂字沢田４番地
破産者　對馬　政利
１　決定年月日　平成21年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３８０号
群馬県高崎市足門町827番地７　セリジエＢ201号
破産者　八島　　良
１　決定年月日　平成21年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係